

川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要領

(平成25年3月28日24川上総契第1257号)

川崎市上下水道事業管理者が競争入札により工事請負の契約を締結しようとする場合において、著しく低い価格をもって申込みをした者があったときに落札者を決定するに当たり行う調査については、川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領の規定を準用する。この場合において、「川崎市低入札価格調査委員会」及び「低入札価格調査委員会」とあるのは「川崎市上下水道局低入札価格調査委員会」と、「財政局資産管理部長」とあるのは「上下水道局総務部担当部長」と、「財政局資産管理部契約課長、契約課担当課長、検査課長」とあるのは「上下水道局総務部財務課担当課長」と、「工事担当部局」とあるのは「工事担当課」と、「財政局長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「川崎市契約審査委員会規程（昭和39年川崎市訓令第15号）」とあるのは「川崎市上下水道局契約審査委員会規程（昭和41年川崎市水道局規程第29号）」と、「契約審査委員会」とあるのは「川崎市上下水道局契約審査委員会」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要領の廃止)

- 2 川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要領（平成18年1月31日17川水総契第309号）は廃止する。

附 則（平成27年4月1日27川上総管第669号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日27川上総管第2270号）

この要領は、平成28年1月25日から施行し、平成28年4月1日以降に

締結する契約について適用する。

附 則（平成30年3月23日29川上総管第3033号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日2川上経管第2868号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月10日6川上経管第2252号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。